

環境影響評価書の概要

—都市高速道路外郭環状線
(放射7号線～埼玉県境間)建設事業—

昭和60年12月

東京都

I 総 括

I-1 事業者等の名称及び住所

(1) 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

名 称

東京都知事 鈴木俊一

住 所

東京都千代田区丸の内三丁目 5番1号

(2) 事業予定者

名 称

建設省関東地方建設局 代表者 局長 玉光弘明

住 所

東京都千代田区大手町一丁目 3番1号

I-2 対象事業の名称

都市高速道路外郭環状線（放射7号線～埼玉県境間）建設事業

（対象事業の種類：道路の新設）

I-3 対象事業の内容の概略

計画の概要は表I-1に、また、事業工程はおおむね表I-2に示すとおりである。

表1-1 計画の概要

項目	内 容	
	本 線	ランプ
種 別	自動車専用道路	—
設 計 速 度	80 km/h	40 km/h
車 線 数	往復6車線	1車線
道 路 構 造	堀 割	掘削、盛土、高架
幅 員	64m(標準)	7m(標準)
本 線 道 路 延 長	約1.1km	—
事業計画区間延長	約1.5km	

表1-2 事業工程表

年 項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
関係法規に 基づく手続						
測量及び 調査						
道 路 設 計						
用 地 買 収						
工 事						

I-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について、現況を調査し対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1-3のとおりである。

表1-3 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 大気汚染	工事の施工中の建設機械、工事用車輛による排出ガスの影響は、1日当たりの稼働台数が少なく、また、工事用車輛の本線内工事用道路の利用等により、影響は少ないと考える。 工事の完了後の二酸化窒素、一酸化炭素、二酸化硫黄の3物質については、本線部及びインターチェンジ部において予測した結果、各濃度とも評価の指標以下となり、環境への影響は少ないと考える。なお、サービス道路の影響を考慮しても、評価の指標以下となる。
2. 水質汚濁	掘削工事、基礎杭工事等の各工事において各種保全対策を施した上で施工する計画である。また、発生した濁水を公共用水域に放流する場合には、汚濁水処理施設の設置等により、東京都公告防止条例に基づく排水基準を遵守する計画であり、影響は少ないと考える。
3. 騒音	工事の施工中の建設機械による建設作業騒音については、騒音を極力抑える施工法の採用、低騒音型建設機械の積極的導入、また、必要に応じて敷地境界に壁を設ける等の対策を施すことにより、影響は少ないと考える。工事用車輛による道路交通騒音は、1日当たりの稼働台数が少なく、また、工事用車輛の本線内工事用道路の利用等により、影響は少ないと考える。

予測・評価項目	評価の結論
	工事の完了後の道路交通騒音については、本線部及びインターチェンジ部において予測した結果、評価の指標以下となり、環境への影響は少ないと考える。なお、サービス道路の影響を考慮しても、評価の指標以下となる。
4.振動	工事の施工中の建設機械による建設作業振動については、振動を極力抑える施工法の採用、低振動型建設機械の積極的導入等により、影響は少ないと考える。工事用車輛による道路交通振動は、1日当たりの稼働台数が少なく、また、工事用車輛の本線内工事用道路の利用等により、影響は少ないと考える。 工事の完了後の道路交通振動については、本線部及びインターチェンジ部において予測した結果、評価の指標以下となり、環境への影響は少ないと考える。なお、サービス道路の影響を考慮しても、評価の指標以下となる。
5.日照障害	関越自動車道取付部の高架ランプにより計画路線沿道に日陰を生ずるが、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき対処する。
6.電波障害	インターチェンジ部周辺の一部の区域において、新たに電波障害が生ずる可能性があるため、テレビジョン電波受信状況を把握し、損害等が認められた場合には、「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき対処する。

予測・評価項目	評価の結論
7.陸上植物	計画路線沿道は、宅地、畠地としての利用が多いため樹林地はわずかで、生育環境の変化も少ないと考える。また、計画路線は、天然記念物緊急調査による主要動植物地図に示されている植生域、及び、その他学術的に重要と考えられる植生域を通過しないこと、事業計画では、環境施設帯に相当程度の植樹帯を設ける計画であることなどから、陸上植物への影響は少ないと考える。
8.地形・地質	工事の施工中の掘削工事に伴り土地の安定性、地下水位の変化、及び工事の完了後における地下水位の変化については、土留工法等の各種対策を検討した上で施工する計画であり、環境への影響は少ないと考える。
9.史跡・文化財	計画路線にかかる埋蔵文化財については、関係諸機関と充分協議し、発掘調査、記録保存により対処する。
10.景観	周辺景観と調和した道路構造とし、環境施設帯に相当程度の植樹帯を設ける計画であるため、景観をそこなうことはないと考える。

1-5 評価書案の修正の概略

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
I 総括	環境に及ぼす影響の評価の結論	(1) 大気汚染、騒音、振動、陸上植物、景観について評価の結論を一部修正した。 (2) 電波障害を予測・評価項目として選定し、評価の結論を記述した。
II 対象事業の目的及び内容	事業の内容	(1) 外かんの全体計画及び今回の事業計画区間の位置付けの説明を追加した。 (2) 環境施設帯について説明を追加した。
III 予測・評価項目の選定	選定した項目 選定しなかった項目及びその理由	電波障害を予測・評価項目として選定した。 土壤汚染、低周波空気振動、悪臭について、選定しなかった理由の説明を追加した。
V 現況調査、予測及び評価	工事の施工中 サービス道路 インターチェンジ部の予測・評価 浮遊粒子状物質 壁面の吸音処理 騒音の予測時間帯 区道58号線の影響 日照遮害 電波障害	大気汚染、騒音、振動について、標準的工事工程から工事用運搬車両の稼働台数を想定し説明を追加した。 大気汚染、騒音、振動について、サービス道路を含めた予測・評価を追加した。 インターチェンジ部について、大気汚染、騒音、振動を予測・評価した。 浮遊粒子状物質を予測物質としない旨説明を追加した。 反射音防止のため、壁面には吸音処理を施すことを記述した。 騒音の予測時間帯は、時間の区分を考慮して設定した。 騒音の評価について、計画路線沿道にある区道58号線の影響を考慮した評価を追加した。 (1) 日影による中高層の建築物の制限の記述を追加した。 (2) 等時間日影図を示した。 予測・評価項目として選定し、受信状況の把握を行い計画路線による影響を予測・評価した。

修 正 園 所	修 正 事 項	修正内容及び修正理由
VI 環境保全のための措置	陸上植物	(1) 保護樹木等の記述を追加した。 (2) 北大泉公園(計画)への影響について記述した。
	地形・地質	(1) 地下水の等高線、井戸の分布状況等の記述を追加した。 (2) 止水性を高める工法、地下水の流動を遮断しない措置について記述した。 (3) 工事着手前後における調査及び、万一、井戸涸れなどの被害が出た場合の対処法について記述した。
	史跡・文化財	未周知の埋蔵文化財の記述を追加した。
	景観	(1) 植樹帯、修景緑化等の記述を追加した。 (2) 放射7号線の西側から見た完成予想図を追加した。
	騒音	壁面に吸音処理の措置を施すことを記述した。
	電波障害	電波障害が新たに生ずる場合の対処法について記述した。
	陸上植物	道路緑化技術基準に基づき植樹帯を設けることを記述した。
	地形・地質	地盤凍結剤の使用の有無について記述した。
	景観	植樹帯、修景緑化について記述した。